

令和5年貝塚市教育委員会会議
第6回臨時会会議録

令和5年8月24日開会

令和5年8月24日閉会

令和5年8月24日（木）午後1時30分
 貝塚市役所庁舎 市民福祉センター4階 多目的室

日程 番号	議案		事 件 名	備考
	種別	番号		
1			会議録署名委員の指名	
2			会期決定の件	
3	議案	44	貝塚市奨学資金条例の一部を改正する条例制定の件	
4	〃	45	貝塚市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	
5	〃	46	貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件	
6	〃	47	貝塚市教育支援委員会規則等の一部を改正する規則制定の件	
7	〃	48	貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件	
8	〃	49	貝塚市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	
9	〃	50	令和5年度教育費補正予算(第4号)の件	

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 貝塚市奨学資金条例の一部を改正する条例制定の件
4. 貝塚市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件
5. 貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件
6. 貝塚市教育支援委員会規則等の一部を改正する規則制定の件
7. 貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件
8. 貝塚市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件
9. 令和5年度教育費補正予算(第4号)の件

出席委員

1 番	西村	卓也	教育委員会委員
2 番	新川	秀彦	教育委員会委員
3 番	後上	史子	教育委員会委員
4 番	樽谷	栄子	教育委員会委員

議案説明のため出席した者

教育部長	檜崎 賀代	教育部参与	秦 真人
教育総務課長	山本 利恵子	学校教育課長	永井 隆幸
学校教育課参事	赤阪 朋子	学校教育課参事	松井 大祐
社会教育課長	見川 直子	社会教育課参事	地村 邦夫
スポーツ振興課長	岸和田谷 貴浩	中央公民館長	甲斐 裕二
図書館長	橋口 真一郎	青少年教育課長	古家 拓実

事務局職員出席者

山本 利恵子	教育総務課長
松浪 京子	教育総務課長補佐
畑中 伸太郎	教育総務課主査

午後 1 時30分開会

- 事務局（山本 利恵子） 本日は、教育長欠席のため、教育長職務代理者の西村 卓也 委員に議事の進行をお願いします。
- 職務代理者（西村 卓也） ただいまから、令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 6 回臨時会を開きます。これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） ご報告申し上げます。出席委員は 4 名であります。以上で報告を終わります。
- 職務代理者（西村 卓也） ただいま報告のとおり、出席委員は 4 名をもちまして会議は成立しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。これより事務局に諸般の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） 諸般の報告を申し上げます。本日開会されました令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 6 回臨時会は、8 月 21 日付で招集告示し、本日の開議時刻を午後 1 時 30 分と定めてご通知申し上げます。今回の提案事件は、議案 7 件であります。なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いたしているとおりであります。以上で報告を終わります。

-
- 職務代理者（西村 卓也） これより日程審議に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第 54 条の規定により、2 番 新川 秀彦 委員、3 番 後上 史子 委員を指名いたします。

-
- 職務代理者（西村 卓也） 次に日程第 2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の 1 日に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は 1 日に決定いたしました。

-
- 職務代理者（西村 卓也） 次に日程第 3、議案 44 号 貝塚市奨学資金条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

議案第 44 号 貝塚市奨学資金条例の一部を改正する条例制定の件

- 職務代理者（西村 卓也） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（檜崎 賀代） 議案第 44 号 貝塚市奨学資金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

参考資料として、規則の新旧対照表をお示ししていますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

現行の条例では、奨学資金を借り受けようとする者の進学先の中に、特別支援学校の高等部が含まれていなかったことから、本市においても含めるよう改正を行おうとするものです。

また、奨学資金のうち入学支度金について、現在の条文では、交付時期に関する記述が分かりづらいため、実際の交付時期に合わせ、「入学の資格を有した時に一括して交付する」と、改正しようとするものです。

その他、本条例が昭和 43 年に制定されたものであることから、表現が現代に合わない部分がある点について、所要の改正を行おうと考えております。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

- 職務代理者（西村 卓也） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

-
- 職務代理人（西村 卓也） 次に日程第4、議案45号 貝塚市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。
-

議案 45 号 貝塚市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

- 職務代理人（西村 卓也） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。
○教育部長（檜崎 賀代） 議案第45号 貝塚市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

貝塚市奨学資金条例の一部改正に伴い、本条例施行規則の改正を行うとともに所用の整備を行おうとするものです。

主な改正点といたしましては、貝塚市奨学資金条例の改正を受け、第4条第4項に「特別支援学校の高等部」を追加いたします。

また、第10条の選考委員会ですが、現在、選考委員会の委員に、教育委員会を所管する副市長と教育長が入っておりますが、条例において、選考委員会の答申に基づき教育委員会が奨学生を選定すると規定されておりますので、選定委員会の組織について見直しを行おうとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

- 職務代理人（西村 卓也） 議案の説明が終わりました。
ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

-
- 職務代理人（西村 卓也） 次に日程第5、議案46号 貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
-

議案 46 号 貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件

- 職務代理人（西村 卓也） これより議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。
○教育部参与（秦 真人） 議案第46号 貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

令和6年4月に義務教育学校が開校することを受け、貝塚市立幼稚園条例を次のとおり改正するものです。

参考資料6ページに、規則の新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照のうえ、ご確認いただきますようお願いいたします。

貝塚市立幼稚園条例について、これまでの校種に義務教育学校を新たに加えるため記述を改め、所要の整備を行うものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○職務代理者（西村 卓也） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。後上 史子 委員。

○委員（後上 史子） 現在、貝塚市に幼稚園は何園ありますか。

○職務代理者（西村 卓也） 松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 現在、貝塚市には公立幼稚園として、西・南・北・中央の4園ございます。

○職務代理者（西村 卓也） 後上 史子 委員。

○委員（後上 史子） こども園はこちらに含まれていないのですか。

○職務代理者（西村 卓也） 松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） こちらには含まれておりません。

○職務代理者（西村 卓也） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○職務代理者（西村 卓也） 次に日程第6、議案第47号 貝塚市教育支援委員会規則等の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

議案第47号 貝塚市教育支援委員会規則等の一部を改正する規則制定の件

○職務代理者（西村 卓也） これより議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。

○教育部参与（秦 真人） 議案第47号 貝塚市教育支援委員会規則等の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

令和6年4月に義務教育学校が開校することを受け、貝塚市教育支援委員会規則等を一部改正するものです。

参考資料7ページから9ページにかけ、規則の新旧対照表をお示ししていますので、ご参照のうえ、ご確認いただきますようお願いいたします。

改正点としましては、貝塚市教育支援委員会規則、貝塚市教育委員会表彰規程及び、貝塚市立幼稚園条例施行規則の3点について、これまでの小・中学校等の校種に、義務教育学校を加えるため記述を改め、所要の整備を行うものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○職務代理者（西村 卓也） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

-
- 職務代理人（西村 卓也） 次に日程第7、議案第48号 貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。
-

議案第48号 貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件

- 職務代理人（西村 卓也） これより議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。
○教育部参与（秦 真人） 議案第48号 貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

令和6年4月に義務教育学校が開校並びに今後のコミュニティ・スクールの導入等を受け、貝塚市立学校の管理運営に関する規則を次のとおり改正するものです。

参考資料10ページから11ページにかけ、規則の新旧対照表をお示ししていますので、ご参照のうえ、ご確認いただきますようお願いいたします。

まず、目的の第1条及び第6条については、これまでの小・中学校等の校種に、義務教育学校を加えるため記述を改め、所要の整備を行うものです。

次に、第18条の2については、コミュニティ・スクールの導入に伴い、学校運営協議会が設置された学校については、従来の学校協議会の役割を学校運営協議会が担うこととなるため、ただし書等を加えるものであります。

最後に、第22条の2について、義務教育学校には副校長を置くことができると学校教育法に規定されていることから、副校長に関連する新たな条を加え、所要の整備を行うものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 職務代理人（西村 卓也） 議案の説明が終わりました。
ただいまから質疑に入ります。新川 秀彦 委員。
○委員（新川 秀彦） 第22条の2の、副校長を置くことができることについて、現在は校長・教頭で学校運営をされている中、副校長を置く主旨は何ですか。
○職務代理人（西村 卓也） 松井 大祐 学校教育課参事。
○学校教育課参事（松井 大祐） 学校教育法では、副校長は校長を助け、その名を受け校務をつかさどるとなっております。また、義務教育学校となることにより、前期課程と後期課程の2つができる中で、各課程において教頭は1名ずつおりますので、そちら2名の業務についても管理や整備をする仕事が必要になることから、副校長を置くことを制定したいと考えております。
○職務代理人（西村 卓也） 新川 秀彦 委員。
○委員（新川 秀彦） これは、義務教育学校である二色学園における規則規定に思われますが、他の小・中学校においては、どのようにお考えですか。
○職務代理人（西村 卓也） 松井 大祐 学校教育課参事。
○学校教育課参事（松井 大祐） 学校教育法上、小・中学校においても必要に応じて副校長を置くことができると規定されておりますが、今のところ変更することは考えておりません。
○職務代理人（西村 卓也） 秦 真人 教育部参与。
○教育部参与（秦 真人） 補足説明となりますが、現在でも、小・中学校に副校長を置くことは可能です。副校長というのは、教頭が名称を変えて就く形となり、関東のほうでは、教頭かつ副校長として置いているところもあります。教頭と副校長の職務内容は重複している部分が多く、名称の違い程度です。今回の義務教育学校においては、一旦副校長という形で置きますが、今後それを継続するかどうかについては、運営の状況を見ながら校長と相談のうえ判断していくことになると思います。
○職務代理人（西村 卓也） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

-
- 職務代理者（西村 卓也） 次に日程第8、議案第49号 貝塚市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。
-

議案第49号 貝塚市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

- 職務代理者（西村 卓也） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（檜崎 賀代） 議案第49号 貝塚市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、ご説明申し上げます。
- 参考資料として、規則の新旧対照表、別表及び様式第2号をお示ししていますので、参考資料13ページから16ページをご参照いただきますようお願いいたします。
- 本件の主な改正内容といたしましては、山手地区公民館の楽屋につきまして、現在、使用許可申請書を使用期日3月以内に提出しなければならないとなっておりますので、ホールと同様、使用期日前6月以内の提出に改めようとするものです。また、附属設備の使用料免除について、条例に免除することができる規定があるものの、様式が定められていなかったもので、様式を規定するとともに、現在使われていない附属設備を規則から削除するなど所要の整備を行おうとするものです。
- 以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。
- 職務代理者（西村 卓也） 議案の説明が終わりました。
- ただいまから質疑に入ります。後上 史子 委員。
- 委員（後上 史子） 使われていない設備を削除するということですが、その代替になるようなものはあるのですか。
- 職務代理者（西村 卓也） 甲斐 裕二 中央公民館長。
- 中央公民館長（甲斐 裕二） 附属設備の削除の件につきまして、主に老朽化で使えなくなった山手地区公民館ホールの舞台照明の設備や、映写機、レコード、カセットテープの再生機など、現在では一般的にもあまり使われなくなったものがそのままであったので、今回整理させていただきました。
- 職務代理者（西村 卓也） 後上 史子 委員。
- 委員（後上 史子） 使われていない設備については廃棄するのですか。
- 職務代理者（西村 卓也） 甲斐 裕二 中央公民館長。
- 中央公民館長（甲斐 裕二） 使えなくなったものについては、いずれ廃棄処分することを考えております。
- 職務代理者（西村 卓也） 私からひとつ、プレーヤーについては、最近レコードやカセットテープの復刻版などが出ておりますが、そのようなものに利用することはないのですか。甲斐 裕二 中央公民館長。
- 中央公民館長（甲斐 裕二） 公民館クラブや公民館を利用する団体さんの中で、レコードやカセットテープの復刻版を再生するような活動をされているところは、現在ございません。そもそも、レコードプレーヤーはもう存在しておりませんし、カセットテーププレーヤーはありますが、なかなか使う機会が限られており、使用料を徴収してまでお貸しするものではないのではないかと考えております。
- 職務代理者（西村 卓也） 後上 史子 委員。
- 委員（後上 史子） もし使用できるもののうち、使いたいという団体があった場合、それを譲ることは考えておられますか。
- 職務代理者（西村 卓也） 甲斐 裕二 中央公民館長。
- 中央公民館長（甲斐 裕二） 例えば、カセットテーププレーヤーにつきましては、公民館の備品でありますので、他者へ引き渡すようなことは考えておりません。

- 職務代理者（西村 卓也） 施設に備品としてプレーヤーがない場合においても、公民館を利用する団体自身がプレーヤーを持って使うことには問題ないのでしょうか。甲斐 裕二 中央公民館長。
- 中央公民館長（甲斐 裕二） 各自、機材を持ち込んで公民館で使用していただくことは可能ですが、その際は電源使用料をいただく形になります。
- 職務代理者（西村 卓也） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

-
- 職務代理者（西村 卓也） 次に日程第9、議案第50号 令和5年度教育費補正予算(第4号)の件を議題といたします。

議案第50号 令和5年度教育費補正予算(第4号)の件

- 職務代理者（西村 卓也） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（檜崎 賀代） 議案第50号 令和5年度教育費補正予算(第4号)の件について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本件につきまして、ご審議いただきたく存じます。

第10款 教育費 第4項 幼稚園費 第2目 幼稚園建設費における987万8千円の補正は、今年度除却を行っている旧東幼稚園園舎において、浄化槽の撤去に着手した際、浄化槽から津田川までの市道地下を通る排水路が、旧東幼稚園専用のものであることが判明し、東幼稚園除却後は誰も使用しないことから、道路陥没の危険をさけるため撤去費用を計上するものであります。

以上のおりでありますので、何卒、よろしく御審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 職務代理者（西村 卓也） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。新川 秀彦 委員。

- 委員（新川 秀彦） 補正予算において、一般財源が107万8千円、地方債が880万円となっておりますが、市の負担としてはこちらの107万8千円だけなのでしょうか。

- 職務代理者（西村 卓也） 山本 利恵子 教育総務課長。

- 教育総務課長（山本 利恵子） 地方債というのは、いわゆる市の借金でありますので、今年度市が負担する額としては107万8千円ですが、今後何年かをかけてこの880万円を返済していくということになります。

- 職務代理者（西村 卓也） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

-
- 職務代理者（西村 卓也） これをもちまして、令和5年貝塚市教育委員会会議第6回臨時会を閉会

いたします。

午後 1 時59分 閉会

貝塚市教育委員会教育長	
貝塚市教育委員会委員	
貝塚市教育委員会委員	